

資 料

1 策定体制

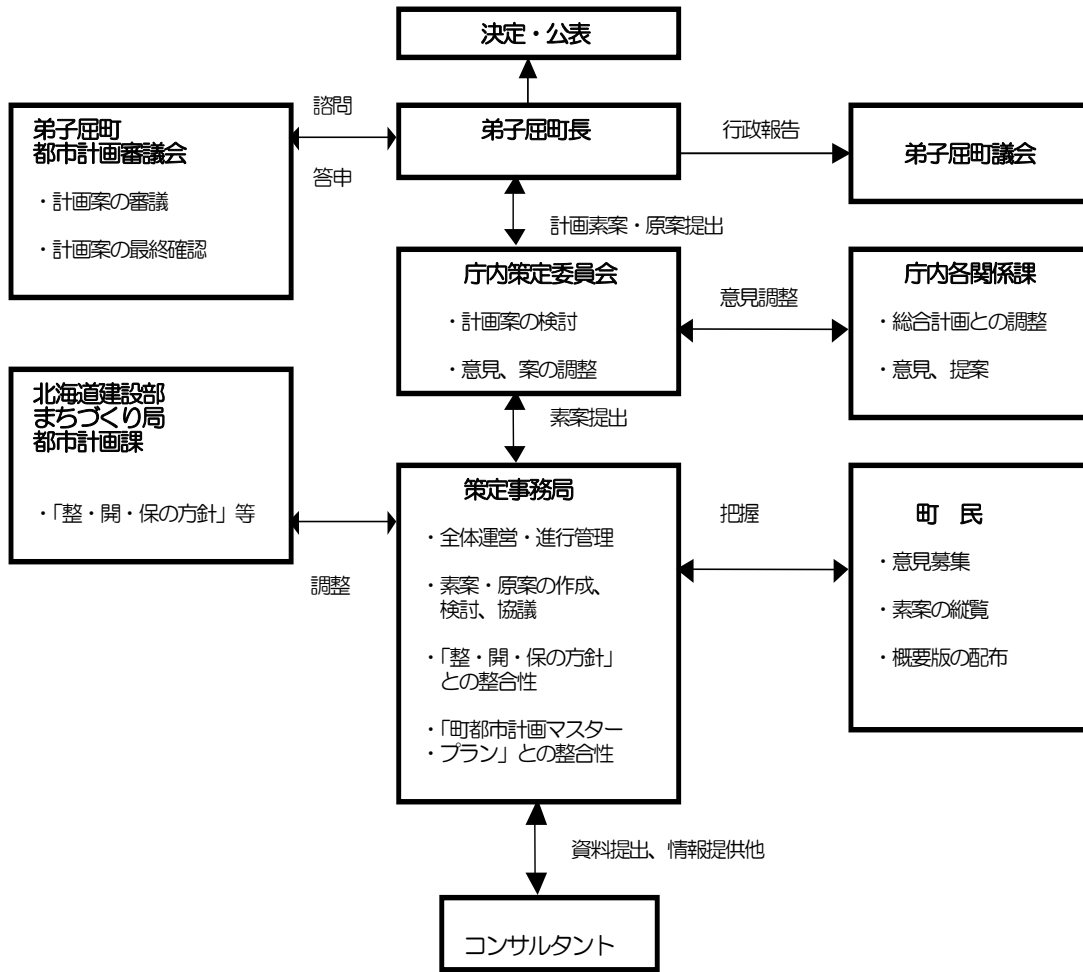
(1) 策定委員会名簿

番号	区分	氏名	所属	役職	分野
1	委員長	吉備津 民夫	弟子屈町役場	副町長	行政
2	副委員長	小林 俊夫	教育委員会	教育長	行政
3	委員	山口 洋司	総務課	課長	行政
4	委員	松岡 友之	企画財政課	課長	行政
5	委員	合田 茂	水道課	課長	行政
6	委員	吉備津 安夫	農林課	課長	行政
7	委員	岩原 勝行	観光商工課	課長	行政
8	委員	村田 英雄	保健福祉課	課長	行政
9	委員	日下部 真理子	こども未来課	課長	行政
10	委員	伊藤 昌行	町民課	課長	行政
11	委員	和田 義光	老人ホーム倭和園	課長	行政
12	委員	永田 等	教育委員会管理課	課長	行政
13	委員	粥川 豪	教育委員会社会教育課	課長	行政

(2) 事務局名簿

番号	区分	氏名	所属	役職	分野
1	事務局長	山口 武司	建設課	課長	行政
2	事務局員	赤間 幸男	建設課	課長補佐	行政
3	事務局員	中川 勝明	建設課管理係	係長	行政
4	事務局員	広川 直樹	建設課土木係	係長	行政
5	事務局員	宮古 聡彦	建設課建築係	係長	行政
6	事務局員	長谷川 淳	建設課建築係	主任	行政
7	事務局員	石田 好信	建設課都市計画係	係長	行政
8	事務局員	石島 勝	建設課都市計画係	主任	行政
-	コンサルタント	株式会社ドーコン (札幌市)			

策定体制図



2 策定経緯

年度	策定委員会・事務局	都市計画審議会	町民等の意見等
平成19年度	2月 緑の基本計画 (調査・解析編)作成		
平成20年度	2月 緑の基本計画 (計画編)作成 3月26日 都市計画審議会 ・緑の基本計画の素案の説明	3月26日 平成20年度第1回都市計画審議会 ・計画の趣旨について ・整開保、都市マスの見直しとの整合性について ・緑地の保全及び緑化の目標及び施策について(素案)	
平成21年度	5月19日 北海道建設部都市計画課協議 ・計画案の全体構想等について 3月25日 都市計画審議会 ・計画の修正案の説明	3月25日 平成21年度第1回都市計画審議会 ・計画の修正案について審議	
平成22年度	5月27日 第1回策定委員会 ・計画の趣旨について ・整開保、都市マスの見直しとの整合性について ・緑地の保全及び緑化の目標及び施策について(素案) 7月8日 第2回策定委員会 ・各課意見の集約、調整 ・計画案の検討、協議 7月21日 都市計画審議会 ・計画案の説明	7月21日 平成22年度第1回都市計画審議会 ・計画案について審議	

年度	策定委員会・事務局	都市計画審議会	町民等の意見等
平成 22 年度	<p>9月28日 北海道建設部都市計画課協議 ・計画案について</p> <p>10月29日 緑の基本計画原案の策定</p> <p>11月22日 都市計画審議会 ・計画原案の諮問・答申</p>	<p>11月22日 平成22年度第2回都市計画審議会 ・パブリックコメントの意見報告 ・整開保の見直しとの整合性による北海道協議報告 ・町の計画原案に対して町長に答申</p>	<p>8月5日～9月6日 計画案の縦覧、 意見募集 (概要版町広報誌折込、ホームページ掲載、縦覧) ・計画の趣旨について ・緑地の保全及び緑化の目標及び施策について</p>

3 策定委員会要綱

弟子屈町都市計画マスタープラン及び弟子屈町緑の基本計画策定委員会の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の規定に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の原案を策定することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、弟子屈町都市計画マスタープラン及び弟子屈町緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について検討又は協議するものとする。

- (1) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画に関する素案、原案に関すること。
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要な関連事項の調整及び検討事項に関すること。

(組織)

第4条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 委員長は、策定委員会を代表し会務を総理する。
- 6 委員長は、会議の運営上必要があると認める時は、委員以外の者を会議に出席させ、必要な説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、都市計画マスタープラン策定主管課において行う。

(委任)

第6条 策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年5月18日から施行する。

別表（第4条関係）

総務課長	こども未来課長
企画財政課長	町民課長
水道課長	老人ホーム倅和園長
農林課長	教育委員会管理課長
観光商工課長	教育委員会社会教育課長
保健福祉課長	

弟子屈町「緑の基本計画」

(平成 22 年 12 月策定)

平成 22 年 12 月発行

発 行 弟子屈町

企画編集 弟子屈町建設課

〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央 2 丁目 3 番 1 号

TEL (015)482-2191 (代表)

(015)482-2941 (直通)

FAX (015)482-2696

<http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp>